

資料－１

令和４年１０月１８日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

ソデイカはえ縄漁業の承認申請について（協議）

議事1「令和4年度ソデイカはえ縄漁業 承認申請について(協議)」 申請概要

(承認期間：R4.11.1～R5.5.31)

1 申請者

① (有) 高治丸 (指宿市岩本29番地) (指宿漁協)

使用船舶					R3漁獲 実績(kg)	備 考
船 名	漁船登録番号	総トン数	従業者数	馬力数(KW)		
こうじまる 高治丸	KG2-5514	13	3	423	21,921.2	継続(H25～)

(参考) R2実績：19,662.7kg

② 春日水産 (有) (鹿児島市喜入生見町2867番地1) (喜入町漁協)

使用船舶					R3漁獲 実績(kg)	備 考
船 名	漁船登録番号	総トン数	従業者数	馬力数(KW)		
なぎまる 風丸	KG2-5016	19.99	2	736	16,382.6	継続(H30～)

(参考) R2実績：2,074.8kg

※ 博陽水産(博陽丸, H18～継続, 指宿漁協)は, 令和4年3月末で廃業のため,
申請なし。

(参考…博陽水産R3実績(R3.11～R4.3)：13,155.3kg)

2 申請書類

- (1) ソデイカはえ縄漁業承認申請書
- (2) 操業区域図
- (3) 漁具図
- (4) 印鑑証明書
- (5) 漁船原簿謄本
- (6) 所属する漁業協同組合長の意見書

※ 申請者の上記申請内容は適正であり, 関係書類も添付されている。

(印鑑証明書及び漁船原簿謄本については, 事務局で保管)

ソデイカはえ縄漁業承認申請書



令和4年9月1日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所 鹿児島県指宿市岩本 29 番地

氏 名 有限会社 高治丸

(名称) 代表取締役 高峯 幹彦



下記によりソデイカはえ縄漁業の操業の承認を受けたいので、奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-1号により申請します。

記

- 1 操業区域（簡易な漁場図を添付すること。）
- 2 漁具（擬似針数等を記載、簡易図を添付すること。）
- 3 使用する漁船

(1) 船 名 高治丸

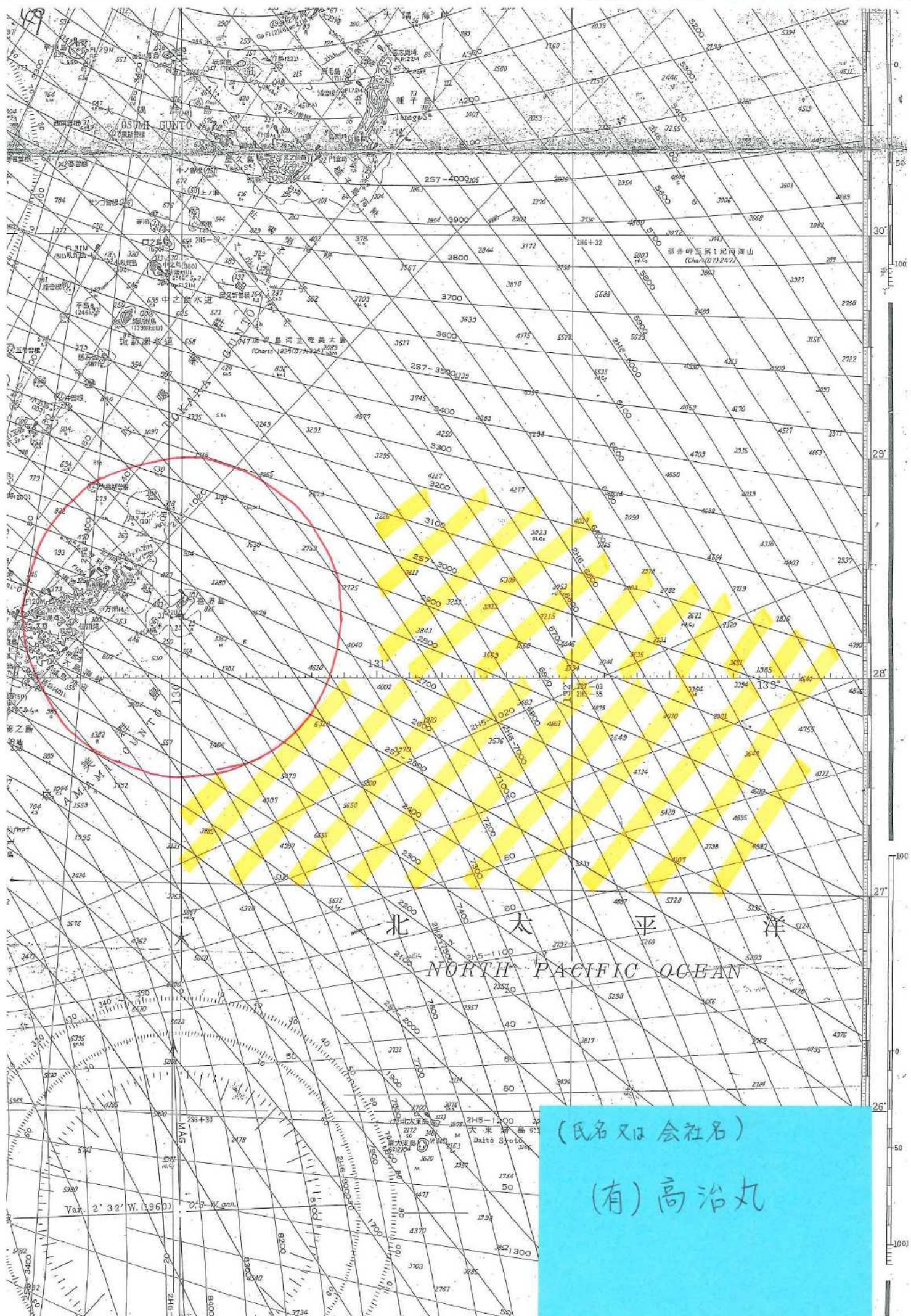
(2) 漁船登録番号 KG2-5514

(3) 総トン数 13.0トン

(4) 従業者数（本人を含む） 3名

4 添付書類

- (1) 印鑑証明書
- (2) 漁船原簿謄本
- (3) 組合員にあっては、その所属する漁業協同組合長の意見書
- (4) 非組合員にあっては、その住所の所属する市町村長の意見書
- (5) その他委員会が必要と認める書類（非組合員にあっては事業計画書等）



(氏名又は会社名)
(有)高治丸

令和 4 年 9 月 1 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

鹿児島県指宿市湊 4 丁目 13 番 27 号

指宿漁業協同組合

代表理事組合長 川畑 三郎



意 見 書

組合員 (有) 高治丸 が、ソデイカはえ縄漁業の承認申請を致しますが、
当漁業は組合員（漁家）の漁業経営の向上および生活安定のため必要と認めま
すので、ぜひ承認下さいますようお願い致します。

(第7号様式)



ソデイカはえ縄漁業実績報告書

令和4年8月20日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所 鹿児島県指宿市岩本29番地

氏 名 有限会社 高治丸

(名称) 代表取締役 高峯 幹彦



令和3～4年におけるソデイカはえ縄漁業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 承認番号 奄海委ソ第 3-9-2 号
- 2 承認月日 令和3年10月25日
- 3 漁 船 名 高治丸
- 4 乗組員数 3名
- 5 操業状況

操業年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)	備 考
令和3年11月	1, 170.5	1, 163	
12月	5, 934.2	5, 775	大東島周辺 60マイル
令和4年1月	3, 672.5	4, 522	〃
2月	1, 127.7	1, 348	〃
3月	4, 372.9	5, 208	
4月	3, 416.5	4, 081	大東島周辺 60マイル
5月	2, 226.9	2, 495	〃
6月	0	0	
合 計	21, 921.2	24, 592	

注) 備考欄には主要な漁場(〇〇島東方△△マイル沖合 等)を記載すること。

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和4年8月20日

指宿 漁業協同組合長 川畑 三郎



※用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第1号様式)



ソデイカはえ縄漁業承認申請書

令和 4 年 8 月 31 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所 鹿児島県鹿児島市幸入生見町2867番地

氏 名 春日水産有限会社 印

(名称) 代表取締役 村田 勉



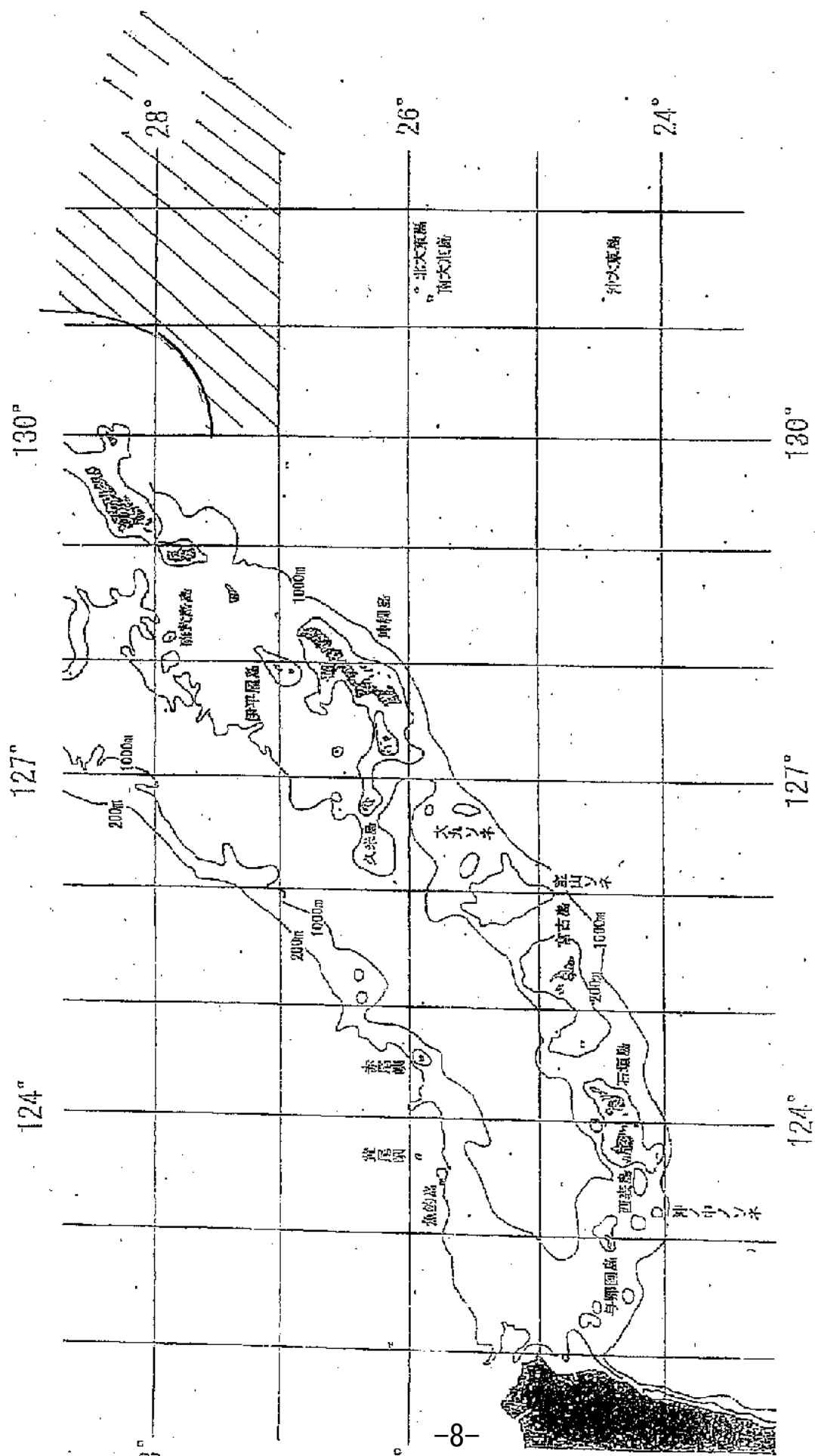
下記によりソデイカはえ縄漁業の操業の承認を受けたいので、奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-1号により申請します。

記

- 1 操業区域 (簡易な漁場図を添付すること。)
- 2 漁 具 (擬餌針数等を記載, 簡易図を添付すること。)
- 3 使用する漁船
 - (1) 船 名 ナギマル 風丸
 - (2) 漁船登録番号 KG2-5016
 - (3) 総トン数 19.99トン
 - (4) 従事者数 (本人を含む) 2名
- 4 添付書類
 - (1) 印鑑証明書
 - (2) 漁船原簿謄本
 - (3) 組合員にあっては, その所属する漁業協同組合長の意見書
 - (4) 非組合員にあっては, その住所の所属する市町村長の意見書
 - (5) その他委員会が必要と認める書類 (非組合員にあっては事業計画書等)

※用紙サイズは日本工業規格A4版とする

操業位置図



[illegible]

350 米以内

3本

令和4年8月30日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

鹿児島県漁業協同組合 喜入町支所
支所運営委員長 山崎 力



意 見 書

春日水産有限会社は、鹿児島県漁業協同組合喜入町地区の正組合員であり、周年で主にキンメダイ等の水揚げを行うとともに、経営安定のためにソデイカはえ縄漁業許可もいただき操業しております。

当該申請者はコロナ禍の長引く中、ソデイカ漁も5年目となり、お陰をもちまして水揚げ高に貢献し経営安定に大きく寄与しております。

今後とも僚船からの漁場情報等も入手しながら水揚げ増に努めようとしております。つきましては、今年も引き続き春日水産有限会社が、ソデイカはえ縄漁業の承認申請を致しますので、何卒ご承認くださるようお願い致します。



ソデイカはえ縄漁業実績報告書

令和 4 年 8 月 26 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所 鹿児島県鹿児島市喜入生見町2867番地

氏 名 春日水産有限公司

(名称) 代表取締役 村田 勉



令和3～4年におけるソデイカはえ縄漁業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 承認番号 奄海委第奄第3-9-3号
 2 承認月日 令和 3 年 10 月 25 日
 3 漁 船 名 風丸
 4 乗組員数 2名
 5 操業状況

操業年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)	備 考
3年11月	3964.8	2950	奄美大島西方50~70マイル沖合
12月	4153.3	2488	〃
4年1月	901.7	926	〃
2月	2264.5	2290	〃
3月	2507.3	2018	〃
4月	998.6	1137	〃
5月	442.7	531	〃
6月	149.7	170	奄美大島西方50~70マイル沖合
合 計	16382.6	16510	

注) 備考欄には主要な漁場(〇〇島東方△△マイル沖合等)を記載すること。

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 4 年 8 月 22 日

鹿児島県漁業協同組合

喜入町支所

漁業協同組合長支所運営委員長 山 崎 力



奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4－1号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年6月21日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 操業の承認

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

5 操業期間の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、毎年6月1日から10月31日までは操業してはならない。

6 漁具の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1隻当たり350針以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (3) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

7 操業区域の制限

ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。

8 承認証の漁船への備付け義務

ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

9 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

10 遵守事項

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

11 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。

12 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までとする。

ソデイカ漁業の承認取扱要領

奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-1号（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱いは、次によるものとする。

第1 承認申請

ソデイカはえ縄漁業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに、ソデイカはえ縄漁業承認申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 漁船原簿謄本
- (3) 組合員にあっては、その所属する漁業協同組合長の意見書
- (4) 非組合員にあっては、その住所の所属する市町村長の意見書
- (5) その他委員会が必要と認める書類（非組合員にあっては事業計画書等）

第2 承認証の交付

委員会は、ソデイカはえ縄漁業を承認したときはソデイカはえ縄漁業操業承認証（第2号様式）を交付する。

第3 承認内容の変更

操業の承認を受けた者が、承認内容を変更しようとする時は、事前にソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、委員会に承認を受けなければならない。

第4 承認の承継

操業の承認の承継は、次のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡したとき、その相続人が承継する場合。ただし、相続人が2人以上いる場合において、その協議により漁業を営む者を定めたときは、その者が承継する場合。
- (2) 承認を受けた者が当該漁業を、自らの後継者に承継させる場合。
- (3) 承認を受けた者が合併したあと、合併によって成立した者が承継する場合。

- 2 前項の規定により、当該漁業の承認を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から2箇月以内に届出なければならない。

第5 承認証の再交付

操業の承認を受けた者は承認証を亡失し又は毀損したときは遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

第6 廃業届の提出

操業の承認を受けた者が、ソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届（第5号様式）に委員会より交付された操業承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

第7 承認旗章の掲揚

操業の承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は承認旗章（第6号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

第8 漁獲実績の報告

操業の承認を受けた者が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-1号の9に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカはえ縄漁業漁獲実績報告書（第7号様式）による。

- 2 ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-1号の9に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書（第8号様式）による。

第9 要領の改正

この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、令和4年5月31日限りでその効力を失う。

(第1号様式)

ソデイカはえ縄漁業承認申請書	
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	令和 年 月 日
住所 氏名 (名称)	印
下記によりソデイカはえ縄漁業の操業の承認を受けたいので、奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-1号により申請します。	
記	
1 操業区域（簡易な漁場図を添付すること。）	
2 漁具（擬餌針数等を記載，簡易図を添付すること。）	
3 使用する漁船	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
(4) 従事者数（本人を含む）	
4 添付書類	
(1) 印鑑証明書	
(2) 漁船原簿謄本	
(3) 組合員にあっては，その所属する漁業協同組合長の意見書	
(4) 非組合員にあっては，その住所の所属する市町村長の意見書	
(5) その他委員会が必要と認める書類（非組合員にあっては事業計画書等）	

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第2号様式)

奄海委第 号
ソデイカはえ縄漁業操業承認証
1 操業区域
2 操業期間
3 使用漁船
(1) 船名
(2) 漁船登録番号
(3) 総トン数
4 承認の有効期間
令和○年○月○日から令和○年○月○日まで
5 制限又は条件
令和 年 月 日
奄美大島海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第3号様式)

ソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 (名称)		印
下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。		
記		
1 承認番号		
2 承認年月日		
3 変更しようとする事項		
項	目	現在の承認の内容
		変更しようとする内容
4 変更しようとする時期		
5 変更しようとする理由		

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第4号様式)

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 (名称)		印
ソデイカはえ縄漁業承認証を亡失（棄損）したので、下記により再交付を申請します。		
記		
1 承認番号		
2 承認年月日		
3 亡失（棄損）の理由		

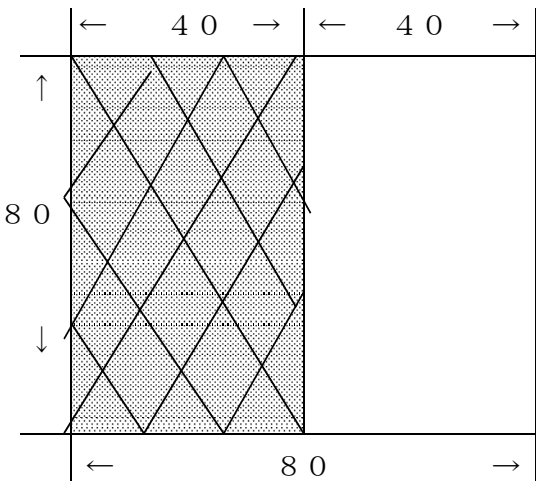
※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第5号様式)

ソデイカはえ縄漁業廃業届	
令和 年 月 日	
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	
住所 氏名 (名称)	印
下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届出ます。	
記	
1 承認番号 2 承認年月日 3 船名 4 廃業の理由 5 添付書類	
ソデイカはえ縄漁業操業承認証	

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第6号様式)

承認旗章	
	
備考 1 網掛け部分は赤色であり，その他の部分は白である。 2 数字は，センチメートルを示す。	

(第7号様式)

ソデイカはえ縄漁業実績報告書

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
(名称)

印

令和〇年におけるソデイカはえ縄漁業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 承認番号

2 承認月日

3 漁 船 名

4 乗組員数

5 操業実績

操業年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)	備 考
年11月			
12月			
年 1 月			
2 月			
3 月			
4 月			
5 月			
6 月			
合 計			

注) 備考欄には主要な漁場(〇〇島東方△△マイル沖合 等)を記載すること。
上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日
漁業協同組合長

印

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする

(第8号様式)

ソデイカ旗流し漁業実績報告書		令和 年 月 日
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	住 所 組 合 名 代表者名	印
令和〇年におけるソデイカ旗流し漁業の実績について、下記のとおり報告します。		
記		

1 操業経営体数 経営体
 2 操 業 実 績

操業年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)	備 考
年11月			
12月			
年1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
合 計			

※ 用紙サイズは日本工業規格 A 4 版とする

ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針

1 目 的

漁業秩序の維持と漁業経営の安定化を図るため、奄美大島海域におけるソデイカはえ縄漁業の承認等については、奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-1号及びソデイカ漁業の承認取扱要領に定めるもののほか、この取扱方針によるものとする。

2 承認の対象者

次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 現在、当該漁業の承認を受けている者であって、申請日前1年以内に当該漁業の操業実績がある者。ただし、相当の理由があると認められる場合はこの限りでない。
- (2) 前号に掲げる者のほか、漁業振興を図るため、委員会が特に認めた者。

3 承認件数及び漁船規模

- (1) 承認件数は下記を上限とする。

ア 奄美群島内に住所を有する者 15件

イ 上記ア以外の者 5件

- (2) 使用漁船は20トン未満とする。

4 承認の優先順位

承認に当たっては、以下の者を優先する。

- (1) 申請日前1年間のソデイカはえ縄漁業の操業実績(漁獲量)の多い者
- (2) 申請日前1年間のソデイカ漁業の操業実績(漁獲量)の多い者
- (3) 申請日前1年間における、前2号以外の漁業の操業実績(漁獲量)の少ない者

附 則

この方針は、令和4年7月1日から施行する。